

令和2年（2020年）4月14日

保護者の皆様

北海道檜山北高等学校長 岩田 努

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について（お知らせ）

春暖の候 保護者の皆様にはますますご清祥のことと存じます。また、日頃より本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国から7都府県に対し緊急事態宣言が出されています。また、12日には北海道と札幌市から緊急共同宣言が出され、それに基づき、本日から5月6日までの期間、札幌市およびその周辺の高等学校は臨時休校となりました。現段階では本校を含め檜山管内の学校に対し、臨時休校等の要請は入っておりませんが、本校では現在、以下の感染拡大防止対策を取り、教育活動を行っております。

- 1 朝の健康観察および体温測定の確認
- 2 アルコール消毒液の配置、および利用
- 3 教育活動中のマスク着用と教室の換気
- 4 間隔を空ける、大教室等を使用するなど3密（密接・密集・密着）を防ぐ工夫
- 5 道教委の指針による、種目ごとの部活動での注意事項の遵守
- 6 外部の方の校内への入校制限

なお、今年度予定している各種行事等についても、すでに1年次の宿泊研修が中止、内科検診・心電図検査等の延期を決めましたが、他についても今後の状況次第ではさらに中止や縮小、延期等が考えられます。

また、これからの時期は卒業生等が学校を訪問し、先生や在校生と歓談したり、部活動に加わる場面が増えます。しかし、現在の状況を鑑みますと、本校としては人の接触をできるだけ減らすことが、予防策のひとつと考えております。緊急事態宣言が出されている都府県への往来はもちろんですが、札幌を含む道央圏への不要不急の往来を避けていただくとともに帰省などされている卒業生等についての来校も非常事態宣言および緊急共同宣言が出されている期間は、以下のとおり制限させていただきます。

在校生および教職員の健康を守るため、ご理解とご協力をお願いいたします。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 一般の外部の方（業者等を含む）の入校制限【2月末より継続】<br/>※事務室窓口以降の入校の場合は、アルコール消毒とマスクの着用</li><li>2 卒業生等の来校の自粛（部活動への見学、参加も含む）【新規】<br/>※卒業生で諸証明等の請求の場合は電話で連絡し、事務室窓口までは可</li></ol> |
|---|